

7 医療に関する情報化の推進 (情報通信技術(ICT)を活用した情報共有の促進)

(1) 現状

- 国においては、平成26年3月に「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を示し、医療情報連携ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現に向けた取組を推進しています。
- 道内では、電子カルテやオーダリングシステム等の診療情報を地域の医療機関間で共有し、連携することにより、効率的で良質な患者サービスの提供、医療提供体制の充実が図られるよう、各地で医療連携ネットワークを構築しています。(全道～主なもので12ヶ所にて実施)
- 根室圏域においては、釧路圏域と連携して、第三次医療圏の中で医療連携ネットワーク「メディネットたんちょう」を構築しています。
参加している医療機関は、情報開示施設として、令和6年6月1日現在、根室圏域から5施設(医療機関)、参照施設として4施設(医療機関)となっています。

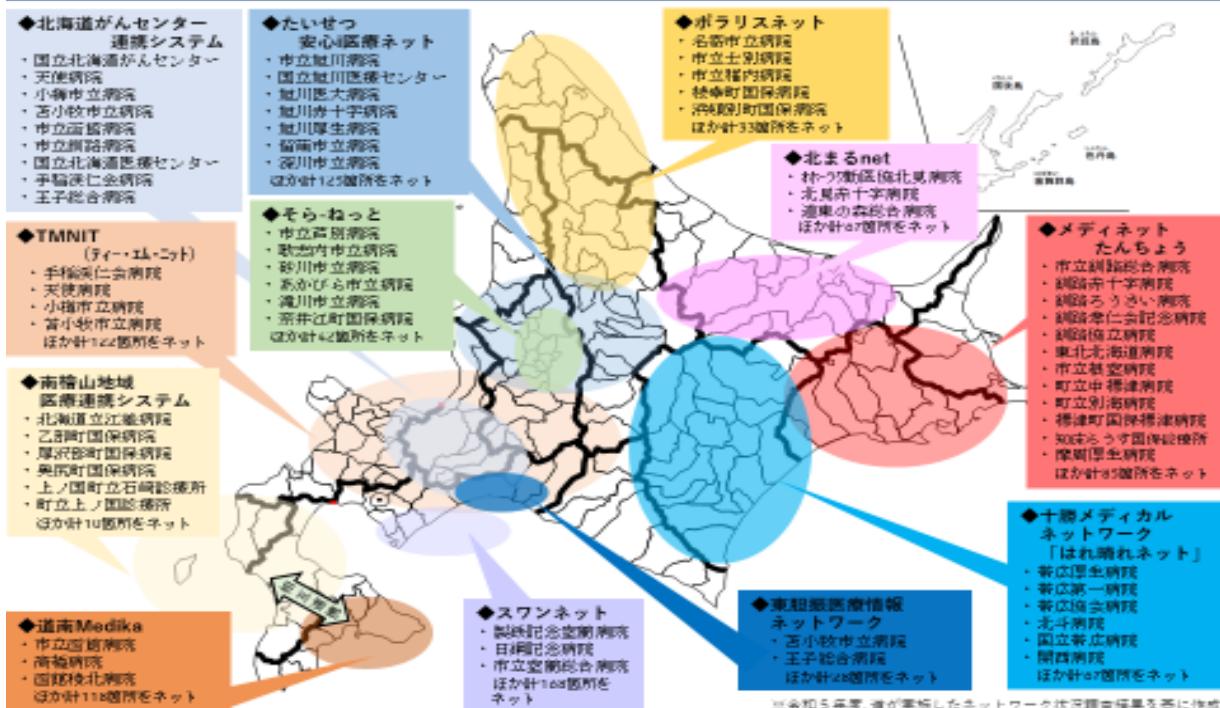
<情報開示施設(医療機関)>

患者の同意の下、診療情報を公開することができる施設。

<参照施設(医療機関等)>

患者の診療情報を、患者の同意の下、医師等がシステムにより診療情報を閲覧できる施設。

北海道内の医療連携ネットワーク(主なもの)



(2) 課題

- 「メディネットたんちょう」の利用については、紹介先の医療機関が患者への治療等の情報を事前に把握でき、詳細かつ適切な治療を提供できる等の利点があります。
- このため、参加医療機関の拡大や歯科診療所、薬局、介護分野との情報連携を含めたネットワークの構築を推進する必要があります。
- ネットワークでは、患者の同意のもと、診療情報等の個人情報を他の医療機関と共有することから、セキュリティの確保が重要です。

(3) 施策の方向と主な施策

- I C Tを活用して医療機関間又は医療機関と介護事業所間で診療情報等を共有するためのネットワークの構築や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- ネットワークへの不正侵入防止対策など患者の診療情報等のセキュリティの徹底を図ります。

医療と介護の連携ネットワーク

- 患者の診療情報や介護情報を関係機関で構成するネットワーク上で情報提供・参照することにより、情報の共有を図る。

